

保護者各位

阿見町役場 こども未来課

令和 9 年 4 月継続利用の申請について

令和 9 年 4 月 1 日以降も保育施設の継続利用を希望される場合は、支給認定の現況確認や新年度の利用者負担額（保育料）の算定資料とするため、継続利用の申込み手続きが必要となります。

原則、マイナポータルより電子申請で継続利用のお手続きをお願いいたします。この用紙は利用中の保育施設に必ずご提出ください。つきましては、以下をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

1.提出期限

電子申請期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年 9 月 25 日（金）

紙で申込の場合の申請期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）～各保育施設が設けた提出期日まで

2.提出先

電子申請：マイナアプリ（右の QR コードから申請してください）

紙での申請：現在利用中の保育施設

※就労証明書等は電子申請のページもしくは役場ホームページからダウンロードいただくか、利用中の施設または役場窓口に申し出て取得してください。

※電子申請方法のマニュアルは、右下の QR コードからご確認ください。



3.提出書類

保育施設に提出

- 紙での申請者のみ
- ①令和 9 年 4 月継続利用の申請について（この用紙）※利用中の保育施設に提出必須
 - ②保育施設等の利用に係る現況届
 - ③保育を必要とすることを証明する書類（「就労証明書」「申立書」「就労予定申立書」など）

以下、ご記入のうえ、利用中の保育施設にご提出お願いします。

令和 9 年 4 月継続利用の申請について、1～3 のいずれかに○をつけてください。

1. 電子申請で申請を行った。（上部 QR コードから申請。）
2. 紙で申請を行い、在園中の園に提出した。
3. 来年度の継続利用の希望なし。

（継続を希望しない理由：

※理由の例：幼稚園に転園する、阿見町外に引越し予定など

）

提出済の保育を必要とすることを証明する書類にチェックしてください。

☐就労証明書 ☐申立書 ☐就労予定申立書

☐保育必要量に関する申立書（該当者のみ。令和 8 年度分で提出いただいている方も再度必要です。）



- ①父母いずれかが月 120 時間未満の就労時間（短時間認定）であるが、特別な理由により標準時間認定を希望する場合に必要
- ②父母いずれも月 120 時間以上の就労時間（標準時間認定）であるが、特別な理由により短時間認定を希望する場合に必要

利用施設名：

入所児童名：

入所児童生年月日： 平成 ・ 令和 年 月 日

保護者氏名：

（マイナポータルで申請した方の名前をご記入ください。）



現況届電子申請手続き方法について

（マニュアルが掲載されたリンクに飛びます）